

監査報告書

令和7年5月20日

社会福祉法人旭川たいせつ福祉会

理事長 杉野勝美殿

監事 丸山和也



監事 佐藤真



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

3 特記事項 不正事案について

令和6年度において、当法人の職員による金銭の不正な取扱い（横領）が判明した。

当該職員は、業務上の立場を利用し、法人資金を不正に取得していた。本件については、法人として事実確認を行い、当該職員を懲戒免職処分とともに、理事会・旭川市指導監査課・法人顧問弁護士に報告・対応を行いました。

また、法人顧問弁護士のもと当該職員と弁済履行計画に合意し、和解しました。

現在は、再発防止のための内部体制の見直し及び管理強化に取り組んでおります。